

別紙 1

城陽市議会タブレット端末貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、タブレット端末（以下「端末」という。）の貸与により、議員と議会事務局等との情報の伝達・共有の迅速化を図るとともに、Web会議への活用なども視野に入れ、議会活動及び議員活動の利便性等の向上に寄与する。

(端末の貸与)

第2条 議員一人に一台の端末を貸与することができる。

2 議員は、端末を第三者に譲渡及び貸与してはならない。

3 議員は、その職を離れたときは、直ちに端末を返却しなければならない。

(端末の使用にあたっての注意事項)

第3条 端末の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 議員は、貸与された端末を適切に管理するものとする。

(2) 議員は、自らの責任において、データ等の紛失、破損、個人情報の漏えい等の防止に努めるものとする。

(3) 会議中の使用については、別に定める。

(端末の使用の範囲)

第4条 端末の使用範囲については、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会事務局等からの情報の伝達・共有のための使用

(2) 情報収集における使用

議会活動及び議員活動に必要な情報の閲覧・収集

(3) 議会活動及び議員活動の改革・改善につながると議会活性化推進会議が決定したもの

(アプリケーションの追加)

第5条 端末にアプリケーションソフトを追加しようとするときは、議会活性化推進会議で協議のうえ決定する。

(賠償の義務)

第6条 議員は、貸与端末を紛失し、又は破損した場合は、端末のレンタル及び修理にかかる費用を実費弁償するものとする。ただし、使用者の責めに帰することができない事由によることが明らかなきときは、この限りでない。

(通信費)

第7条 議員は、議事堂内での使用を除き、その端末の使用について発生する通信費を負担するものとする。

(委任)

第8条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は議会活性化推進会議で定める。